

社会福祉法人みちのく会役員等の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人みちのく会(以下「当法人」という)の役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規程は適用しない。

（役員等の報酬）

第2条 役員等が理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員会その他当法人の用務で会議等に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、評議員会で定める。ただし、評議員選任・解任委員会に関する報酬は理事会で定める。

（役員等の費用弁償）

第3条 役員等が当法人の用務により法人所在地外に旅行したときは、報酬とは別に交通費等必要な費用(実費)を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は理事会で定めるものとし、支給条件及び支給方法については、当法人旅費規程を準用する。

（委任規定）

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会で定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役員等の報酬に関する基準

1. この基準は、社会福祉法人みちのく会役員等の報酬等に関する規程（以下「規程」という。）第2条について必要な事項を定める。
2. 規程第2条第1項における「その他当法人の用務」の具体的基準を下記のとおりとする。
 - 1) 本会が主催又は後援している行事。
 - 2) 各種団体が実施する研修会。
 - 3) その他役員等の出席が必要と認められる会議等。
3. この基準により、会議等に役員等が出席した場合に支給する報酬の日額を別表のとおり定め、予算の範囲内で決定する。
4. この基準により支給する報酬は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。
5. この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表

会議等の区分		報酬の日額	備考
1	理事会	5,000円以内	評議員会で決定
2	監事会	5,000円以内	
3	評議員会	5,000円以内	
4	評議員選任・解任委員会	5,000円以内	理事会で決定
5	上記以外の会議	5,000円以内	